

○厚生労働省告示第二百三十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年六月一日から適用する。

平成二十八年五月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表Ⅱ区分071に次のように加える。

③ カスタムメイドプレート

813,000円